

上代帰化人考

横 山 七 郎

第一序論

わが日本人の中には、在来、朝鮮人・中国人その他、海外人の血液が、混和融合しているということは、日本後紀の、平城帝の大同四年（八〇九）二月辛亥の勅の中に、

倭漢惣歴帝譜図、天御中至尊標為始祖。至如魯王・吳王・高麗王漢高祖命等、接其後裔、倭漢雜糅。云々とあり、また神皇正統記の、応神帝の条には、

三韓・震旦に通じてより以来、異国の人、多くこの国に帰化しき。秦の末・漢の末、高麗・百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も来りて、神皇の御末と混乱せしによつて、姓氏録という文をつくられき。

と記してある。この文中の、新撰姓氏録の中には、蕃別の姓氏が記されていて、高勾麗・百濟・新羅・任那等より、帰化移住した者の頗る多いことがわかり、また、大日本史の、氏族志の中の蕃別の中にも、古代の朝鮮から、帰化移住して日本人となつた者の記事が、多く記載されている。その他、古来の史伝に、海外帰化人・移住者の事を記したのも、決して少なくはない。日本史上に、高麗姓・百濟姓あるいは秦氏を名乗る者で、有名な人の少なくないのも、敢て異とするに足らぬのである。

さて、これら有史以後の帰化人は、かの神功皇后が、半島に征陣を向け、韓土を服属させて以来、彼我の交渉は日に密を加えるに至り、漸次に来帰したものである。かくて、我より彼に留學生の渡るあり、彼より我に朝貢使の来るあり。ここに大陸文明が、物質的にも精神的にも、この半島を経由して、直接にまた間接に流入し、あるいは中国文學の伝来といい、あるいは百工技芸の輸入といい、わが国文化史上、画期的の時期を招来したのである。

而して、この文化吸収の画期的過程に於ける、媒介者であり犠牲者であり、あるいは更に、いわゆる「時代の寵児」ともいふべきものは、この帰化人である。かの大化の改新も、大宝律令の選定も、いずれも帰化人がもたらした文化を背景として、あるいはそれに刺戟され、影響づけられて、これをわが国固有の思想に融化調合せしめ、採長補短、よく民族精神に立脚した風習に、折衷せしめられたものである。

故に、わが上代文化の根源するところ、その主役は帰化人であり、帰化人に由つて啓蒙・展開せられるに至つたことを想う時、いやしくも帰化人の、わが文化史上に於ける貢献の偉大性を知らずして、わが国文化の淵源を語り得ないことを悟るのである。

私は今、ここに「上代帰化人考」を筆するに当り、主としてこれを経済的な方面、即ち、土地・交通・財政・農産・工芸・商業・外交等から、及びこれを文教的な方面から、それぞれ帰化人の動向、及びその寄与した資料を、文献に元づいて史的に考察をし、考証を加えつつ、それが影響に依る文化と制度との交渉をも、玩味したいと思うのである。

(1) 倭漢惣歴帝譜図は、天の御中主の尊を標(しる)して始祖となす。魯王・吳王・高麗王・漢高祖の命(みこと)等、その後裔を接(つ)ぎ、倭漢雜糅す。云々

第二本論

(一) 日韓交通の始

わが国への最初の朝貢国は、文献で見ると「任那」になつてゐる。それは日本書紀の（以下「日本書紀」を「紀」と称する）巻五、崇神帝の六十五年（西紀前三十三年）秋七月の条に、

任那の国、蘇那曷叱知（ソナカシチ）を遣はして朝貢（たてまつ）らしむ。任那は、筑紫の国を去る二千余里。北の方海を阻て、以て鷄林（しらぎ）の西南に在り。

との記事が載つてゐるのでハッキリしてゐるが、その使者ソナカシチは、次の垂仁紀で見ると、帰国してゐる。即ち、この歳（垂仁の二年——前二八）、任那の人ソナカシチ申さく、国にまかり帰りなると。故（か）れ敦くソナカシチに賞（たまもの）す。仍りて赤絹一百疋（ひとともまき）をもたせて、任那の王に賜ふ。然るに新羅びと、これを道に遮りて奪ひつ。その二国の怨は、始めてこの時に起れり。

とあるので、使者ソナカシチは帰化人ではないが、わが歴史時代最初の、対外文化交流を促進せしめた功勞者として、特筆すべき人物だと思ふのである。なお、素戔嗚尊が韓国（からくに）に渡つた神話を除けば、わが国と韓土が交通したことの史上に現われたのは、ソナカシチの来朝を以て嚆矢とするのである。

(1) 任那国、遣蘇那曷叱知令朝貢也。任那者、去筑紫国二千余里。北阻海、以在鷄林之西南。

(2) 是歳、任那人蘇那曷叱知請之、欲歸于国。故敦賞蘇那曷叱知。仍齎赤絹一百疋、賜任那王。然新羅人、遮之於道而奪焉。其二国之怨、始起於是時也。

(3) 日本書紀卷一神代上・宝劍出現の章のうち、一書曰、第四——五条。原文略。

(一) 垂仁・仲哀・応神時代

1. 第十一代垂仁天皇時代

一、新羅王子天日槍の来朝

紀の第六卷・垂仁天皇の三年(前二七)春三月の条に、

新羅の王子、天日槍来朝(まゐ)り。将来(もちぎた)る物は、羽太の玉一個、足高の玉一個、鵜鹿鹿(うが)か)の赤石の玉一個、出石(いざし)の小刀一口、出石の杵(ほこ)一枝、日の鏡一面、熊の神籬(ひもろぎ)一具。併せて七物(ななくさ)あり。則ち但馬の国に藏(おさ)めて、常に神物となせり。

とあるが、この「天日槍来歸の説」は、古事記では、その中巻の応神帝の条に、昔の事として記されており、播磨風土記では、その揖保(いゝぼ)の郡揖保の里の条に、神代、それも大國主神の時代とされており、古語拾遺や皇朝史略では、いずれも垂仁帝の条となっており、日本紀略や日本政記、国史略・日本通紀などは、すべて垂仁三年のこととなつている。

- (1) 新羅王子、天日槍来歸焉。将来物、羽太玉一個、足高玉一個、鵜鹿鹿赤石玉一個、出石小刀一口、出石杵一枝、日鏡一面、熊神籬一具。併七物。則藏于但馬国、常為神物也。
- (2) 昔有新羅国主之子、名謂天之日矛。是人參渡来也。
- (3) 粒丘(いゝぼのおか)、所以号粒丘、天日槍命從韓國度来、到於宇頭河底、而乞宿於葦原志拳乎命(大國主神)曰、汝為國主。欲得吾所宿之処。志拳乎即許海中。爾時客神以劍攬海水而宿之。主神即畏客神之盛行、而先欲占国、巡上於粒丘而殮之。於是自口落粒。故号粒丘。其丘小石皆能似粒。
- (4) 又新羅王子海檜槍(あまのひぼこ)来歸。今在但馬国出石郡、為大社也。
- (5) 新羅王子天日槍歸化、藏其所齋宝物於但馬。土人崇奉謂之出石社。

二、帰化人に安住の地

これも同じく紀卷六、垂仁帝の三年春三月、一云の条に、

仍りて天日槍に詔して曰く、播磨国の宍粟邑（しさわのむら）、淡路島の出浅邑（いでさのむら）、この二つの邑は、汝意のままに居れと。時に天日槍啓（もう）して曰く、臣が住まん処は、若し天恩を垂れて、臣が心に願はしき地を聴したまはば、臣親ら諸国を歴（めぐ）り視て、則ち臣が心に合（かな）へるを給はらんと欲すと。乃ちこれを聴したまふ。ここにおいて天日槍、宇治河より浜りて、北のかた近江国吾名（あな）の邑に入りて暫し住む。また更に、近江より若狭国を経て、西のかた但馬国に到り、則ち住処を定む。ここを以て、近江国鏡村の谷（はざま）の陶人は、則ち天日槍の従人なり。故（か）れ天日槍は、但馬出島（いずし）の人太耳（ふとみみ）の女、麻多鳥を娶りて、但馬諸助を生む。諸助、但馬日槍杵（ひならき）を生む。日槍杵、清彦を生む。清彦、田道間守を生む。

とあるが、これが、外来人に土地を与えて、永く安住させるようにした始である。それで、わが史上、最初の帰化人は天日槍であり、その一族が、朝廷から土地を与えられ、但馬の国に永住するようになったということも、亦これ特筆事項である。

(1) 仍詔天日槍曰、播磨国宍粟邑、淡路島出浅邑、是二邑、汝任意居之。時天日槍啓之曰、臣將住処、若垂天恩聽臣情願地者、臣親歴視諸国、則合于臣心欲被給。乃聴之。於是天日槍、自菟道河浜之、北入近江国吾名邑而暫住。復更、自近江經若狭国、西到但馬国、則定住処也。是以近江国鏡村谷陶人、則天日槍之従人也。故天日槍、娶但馬出島人太耳女、麻多鳥、生但馬諸助也。諸助、生但馬日槍杵。日槍杵、生清彦。清彦、生田道間守之。

三、常世の国への使者

田道間守（たじまもり）は、天日槍の玄孫であるが、紀の卷六、垂仁帝の九十年（西紀六一）春二月庚申の朔に、

天皇の命に依つて、常世（とこよ）の国に使い、橘、即ち今の蜜柑を求めた⁽¹⁾。彼は、万里の波濤を踏んで常世国に至り、約十年の歳月を費して、探し求め得た非時香菓（ときじくのかぐのみ）を手に、第十二代景行帝の一年（西紀七一）春三月に帰朝したのであるが、併し、既に先帝崩御の後だったので、悲歎の極、自らその命を絶つた⁽²⁾ことは、哀惜の情に堪えないものがあり、群臣聞きて、皆流涙せりとは、人情の機微の、今も昔も変らぬものであることを、偲ばせられるのである。

(1) 九十年春二月庚申朔、天皇命田道間守遣常世国、令求非時香菓。今謂橘是也。

(2) 明年（垂仁帝崩御の翌年）春三月辛未朔壬午、田道間守至自常世国。則齋物也、非時香菓八竿八縵焉。田道間守、於是泣悲歎之曰、受命天朝、遠往絶域、万里蹈浪、遙度弱水。是常世国、則神仙秘区、俗非所臻。是以往来之間、自経十年。豈期独凌峻瀾、更向本土乎。然頼聖帝之神靈、僅得還来。今天皇既崩、不得復命。臣雖生之、亦何益矣。乃向天皇之陵、叫哭而自死之。群臣聞皆流涙也。田道間守、是三宅連之始祖也。

なお、田道間守が、海上遙かに常世の国へ使して、非時香菓——登岐士玖能迦玖能木実を探し求め、垂仁帝に献上せんとしたが、帝が崩御の翌年に帰着して間に合わず、嘆き悲しんだという話は、古事記にも見えているが、古事記では、この時に田道間守は、その持ち帰つた木の実を二分して、一は皇后比婆須比売の命に献上し、一は帝の御陵の前に奉納して、その木の実を捧げて叫び哭き、『常世の国の、非時の香菓を持ち帰つて参りました』と申し上げつつ、遂に泣き叫び死にをした⁽¹⁾となつてゐる。

(1) 天皇以三宅連祖、名多遲麻毛利、遣常世国、令求登岐士玖能迦玖能木実。故多遲麻毛利、遂到其国、採其木実、以縵八縵・矛八矛将来之間、天皇既崩。爾多遲麻毛利、分縵四縵・矛四矛、献于太后、以縵四縵・矛四矛、献置天皇之御陵戸、而攀其木実、叫哭以白、常世国之登岐士玖能迦玖能木実、持参上侍。遂叫哭死也。其登岐士玖能迦玖能木実者、是今橘者也。

(三) 神仙説話の支流

さて、既述のように、新羅王子天日槍来朝の物語は、紀では垂仁の三年春三月、古事記では、中卷応神帝の巻に、昔の事として記されており、播磨風土記では、神代の大国主神時代となつてゐる。

かくの如く、日槍に関する所伝は、既に古文獻の間に矛盾があるばかりでなく、物語の内容から觀ても、「天日槍」などという名称は、外来人の名らしくないし、彼が持参した神宝も、新羅のものらしくないといわれているので、結局この一伝は、神代紀に入るべき伝説が、紛れて本紀に入つたものと考察されるのである。また、日槍来朝の由来として、古事記に記されている物語は、彼が、赤玉から化生した女を妻としていたが、その妻が日本へ逃げて来たので、その後を慕つて来朝した事になつてゐるが、これは、紀で見ると、崇神帝の六十五年に、任那からの朝貢使として来朝したソナカシチが、垂仁帝の二年に帰国した条の「一云」に出ている、都怒我阿羅斯等（ツヌガアラシト）の事になつていて、ただ、赤玉が白石に變つただけの相異であり、要するにこの物語は、韓地伝来のものだと思われるのである。

なお、天日槍の玄孫といわれる田道間守が、使して赴いた常世の国は、紀に依れば「神仙秘区」であるというから、中国の神仙思想に本づいた、蓬萊山のような神仙郷を指したものと察せられるし、また、トキジクノカゲノミは、橘だというが、これも、神仙家のいわゆる『不老不死の薬』を意味するものと考えられるので、この物語も結局、中国神仙説話の支流とでもいふべきものであらう。

(1) 所以參渡來者、新羅國有一沼。名謂阿貝奴摩。此沼之辺、一賤女昼寢。於是日耀如虹指其陰上。亦有一賤夫。思異其狀、恒伺其女人之行。

故是女人、自其昼寢時妊身、生赤玉。爾其所伺賤夫、乞取其玉、恒裹着腰。此人宮田於山谷之間。故耕人等之飲食負一牛、而入山谷之中。遇逢其國主之子天之日矛。爾問其人曰、何汝飲食負牛、入山谷。汝必殺食是牛。即捕其人、將入獄

囚。其人答曰、吾非殺牛。唯送田人之食耳。然猶不赦。爾解其腰之玉、幣其国主之子。故赦其賤夫、将来其玉、置於床辺。即化美麗孀子。仍婚為嫡妻。爾其孀子、常設種々之珍味、恒食其夫。故其国主之子、心奢警妻。其女人、言凡吾者、非応為汝妻之女。将行吾祖之国。即竊乘小船、逃遁渡来、留于難波。

於是天之日矛、聞其妻遁、乃追渡来、将到難波之間。其渡之神、塞以不入。故更還、泊多遲摩国。即留其国、而娶多遲摩之保尾之女名前津見、生子多遲摩母呂須玖。此之子、多遲摩斐泥。此之子、多遲摩比那良岐。此之子、多遲摩毛理、次多遲摩比多訶、次清日子。此清日子、娶当摩之啖斐、生子酢鹿之諸男。次妹、菅龜由良度美。故上云多遲摩比多訶、娶其姪由良度美、生子葛城之高類比壳命。

故其天之日矛、持渡来物者、玉津宝云而、珠二貫。又振浪比礼、切浪比礼、振風比礼、切風比礼。又奥津鏡、辺津鏡、並八種也。

(2)

初都怒我阿羅斯等、有国之時、黄牛負田器、将往田舎。黄牛忽失。則尋迹覓之。跡留一郡家中。時有一老夫曰、汝所求牛者、入此郡家中。然郡公等曰、由牛所負物而推之、必設殺食。若其主覓至、則以物償耳。即殺食也。若問牛直欲得何物、莫望財物。便欲得郡内祭神云爾、俄而郡公等到之曰、牛直欲得何物。对如老父之教。其所祭神、是白石也。以白石授牛直。因以将来置于寝中。其神石化美麗童女。

於是阿羅斯等、大歡之欲合。然阿羅斯等、去他処之間、童女忽失也。阿羅斯等大驚之、問己婦曰、童女何処去矣。对曰、向東方。則尋追求。遂遠浮海、以入日本国。所求童女者、詣于難波、為比壳語曾社神、且至豊国国前郡、復為比壳語曾社神、並二処見祭焉。

2. 第十四代仲哀天皇時代

一、功滿王が帰化して、珍宝蚕種献上

この事は、三代実録卷五十光孝紀・仁和三年（八八七）七月十七日の条⁽¹⁾や、大日本農史卷一、仲哀帝の条⁽²⁾に出てくるが、それに依ると、功滿王は、実録では、秦の始皇十一世の孫とあるも、新撰姓氏録では、秦の始皇十世の孫、孝武王の後⁽³⁾なりと見えている。而も功滿王に関する記事は、古事記・古語拾遺・旧事本紀、その他の古史には現われていない。併し、要するに、功滿王の奉献したという蚕種は漢土のもので、この後、漢土の蚕種が本邦に弘まつたので

ある。

(1) 十七日(七月)戊子、左京人從五位下行采女正、時原宿禰春風、賜朝臣姓。春風自言、先祖出自秦始皇十一世孫功滿王也。帶仲彥天皇(仲哀)四年(一九五)歸化入朝、奉獻珍寶蠶種等。

(2) 仲哀四年乙亥、功滿王歸化して、珍寶蠶種を奉獻す。

(3) 新撰姓氏錄第二十一卷・太秦公宿禰の条。秦始皇十世孫、孝武王之後也。男功滿王、仲哀八年(一九九)來朝。男融通王(一云月王)、応神天皇十四年(二一四)來朝、率百二十七梟百姓歸化、獻金銀玉帛等物。仁德天皇御世、以百二十七梟秦氏、分置諸郡、即使養蠶織絹貢之。天皇詔曰、秦王所獻糸綿絹帛、朕服用柔軟、温煖肌膚。賜姓波多公。秦公酒、雄略天皇御世、糸綿帛委積如岳。天皇嘉之賜号曰禹都万佐。

これで見ると、功滿王の來朝は、實録では仲哀四年であるが、姓氏録では八年となつてゐる。また、養蠶をわが国に弘めたことが、實録では、功滿王が、仲哀四年(一九五)に來朝歸化して……となつてゐるが、姓氏録では、わが国への養蠶の弘布は、功滿王の子に當る融通王が、⁽¹⁾ 応神十四年(二一四)に、百二十七梟の百姓(秦民)を率いて來朝歸化して、金銀玉帛等の物を獻じ、次いで仁德帝の世に及び、養蠶・織物の技術を伝えるようになったのである。

(前注(3) 参照)

(1) わが国では「弓月——ゆづきの君」で知られてゐる。その子孫は、主として畿内に蔓延し、代々の天皇に仕えて、何れも榮えており、京都の西郊「太秦」(うずまさ)は、その中心地である。

二、男女の調貢と倭人の歸化

紀に依ると、卷九(神功紀)仲哀九年(二〇〇)冬十月己亥の朔辛丑(三日)の条に、新羅を「⁽¹⁾ 飼部」とし、高麗・百濟を「⁽²⁾ 官家」と定めた事情が出てゐるが、これはいふまでもなく、飼部とは「馬飼部」で、馬を飼うことに従ひ、朝廷に奉仕する一部の民であり、新羅が馬飼部となつてからは、毎歲春秋に、馬の梳(くし)や馬の鞭を献上して來たのである。

新羅王が、馬飼部となつて、わが朝廷に奉仕するようになったのは、特に恥ずべき卑賤な職を奉じて、真に我に服従するとの意を表明したもので、馬梳・馬鞭を貢したのは、即ちこのためである。

また、高麗・百濟が、官家（屯倉——ミヤケ）となつて、わが日本のための穀倉（府庫）を設定したことは、新羅の動靜に準じたものであるが、いわゆる神功皇后の征韓（三韓征伐）は、単に九州に於ける態襲背叛の、後患を除去せんとするのが主な目的だけでなく、当時の富裕国たる三韓の、財貨を獲得せんという野望もあつたように推知されるのである。

なお、飼部・屯倉、それに付随する朝貢の史実など、古事記(3)や扶桑略記(4)などにも見えている。特に、朝貢で注目すべきは、新羅王からわが国に対して、春秋に馬梳・馬鞭を献るのみでなく、海遠を煩わしとせず、年ごとに男女の調を貢すということである。

この事は、古代社会には一般的なものと推論せられる「生産労働の担当者」が、奴隸である社会制度の当時として、首肯し得るのであつて、こうした奴隸経済は、古代ギリシャ・ローマの社会のみでなく、近代においても、十六世紀以来、植民地開発のため、ヨーロッパ各国間に、未開大陸の住民——主としてアフリカの黒人——を対象とする奴隸貿易が行われたのであるが、併し十九世紀以後、解放運動の台頭と共に、奴隸制度は衰退したのである。

(四) 奴隸人の調貢物化

さて、前説に見るように、わが国への上代帰化人中には、調貢に利用された奴隸人の多かつたことや、殊に、後説に見るように、技術を身につけている者が、奴隸経済の上に大いなる寄与をしたことは、特筆すべき事項である。

この辺の事情は、わが国から大陸への、いわゆる「朝貢」においても窺われるのであつて、そのことは、魏志倭人伝（四川の人「陳寿」——二三三——二九七——の撰述）において、既に明らかにされている。即ち、倭の女王卑彌

呼の生前、魏の景初二年（二三八）の項と、卑彌呼の没後、即ち、卑彌呼の長女「壹与」（いよ）十三才が王位に即いた後と、いずれも魏王に朝献しているが、さきには、男子四人・女子六人を、のちには、男女子三十人を、それぞれ貢献しているのである。

（四） 仙薬を求めて帰化

さらに、後漢書倭伝（南朝宋の人「范曄」——三九八——四四五の撰述）に見ると、安帝の永初元年（二〇七）には、倭の国王「帥升」らが、奴隸人たち百六十人を献上したとあり、その末文の方では、史記の「秦の始皇帝本紀」に出ている、齊人「徐福」の伝説が載っており、茲では方士徐福が、童男・童女數千人を率いて海に入り、蓬萊の仙薬を求めたが得られず、復命が出来ないので、帰国せず澶州に止まり、そこに帰化して世々相承け、數万户に至つたとある。この澶州がどこを指すかは、今なおハッキリしていない。然るに、徐福の伝説は、いつしか変化して、蓬萊を日本国内のように考え、徐福は、數多の従者と共に、わが紀州の熊野に留まつて土地を開拓し、捕鯨事業やその他、種々の生業を教えて余生を送り、その子孫も、熊野の長となつて繁栄したなどといわれ、現に、和歌山県新宮市には、徐福の祠や、従者の墓までも遺されているのである。

（六） 葛城襲津彦の活躍

わが大和朝廷が、筑紫地方をその傘下に収めたのは、仲哀帝の頃までのことであり、さらに、その勢力を韓半島へ延ばし、新羅から百濟までも、共々に服屬させたというのも、大体においてこの頃である。

それは、紀に抛ると、神功摂政の五年（二〇五）春三月、癸卯の朔己酉（七日）の事であるが、新羅王は、汗札斯伐（ウレシホツ）・毛麻利叱知（モマリシチ）・富羅母知（フラモチ）らを遣わして、日本に朝貢した。そして、それに依つて、先に、わが国へ人質として来ていた微叱許知伐早（ミシコチホツカン）を、返してもらおうという魂胆で

あつたから、かの使者たちはひそかに、許知伐早に策謀を伝えたので、伐早は給(あざむ)いて、神功皇后に申し上げるには、「この度乗朝の使者、汗札斯伐や毛麻利叱知らが、私に告げて云いますに、わが新羅王は、私が久しく帰国しませんでした、私の妻子を没収・徴用して、官奴(つかさやつこ)にしたとの事です。願わくは、暫らく本土に還り、その虚実を知つて参りたく存じます」と。皇后はこれを聴許せられ、使者の送使を兼ねて、葛城襲津彦(16)を副えて遣わしたが、共に対島に到り、サビの海の水門に宿つた時、新羅の使者毛麻利叱知らは、同航中の船団や水夫を、竊かに分散させ、その分散させた船に伐早を載せて、新羅に逃れ去らせた。そして「くさひとがた」、即ち藁人形を造り、これを微叱許知の寢床に置き、伴つて、彼が発病しているように見せかけ、襲津彦に告げていうには、「微叱許知は、急病に取りつかれ、死期が近づいております」と。

これを聞いた襲津彦は、念のために人を使わせて病状を見舞させたが、その欺かれたことが判明したので、新羅の使者三人を捉えて、檻の中に押し込め、火をつけて焚殺してしまつたのみでなく、直ちに半島に上陸し、踏躰(たたら)の津に宿營し、草羅(さわら)の城を陥落させて凱旋・帰国したのであるが、この時の俘人たちは、それぞれ帰化して、大和の国の桑原・佐摩・高宮・忍海、この四邑の漢人(あやひと)たちの始祖になつたといふ(20)。

(1)の一 新羅王……因以叩頭之曰、從今以後、長与乾坤、伏為飼部、其不乾船桅、而春秋献馬梳及馬鞭。復不煩海遠、以每年貢男女之調。則重誓之曰、東日更出西、且除阿利那礼河返以之逆流、及河石昇為星辰、而殊闕春秋之朝、怠廢梳鞭之貢、天神地祇共討焉。

時或曰、欲新羅王。於是皇后曰、初神教、將授金銀之國。又号令三軍曰、勿殺自服。今既獲財國。亦人自降服、殺之不祥。乃解其縛、為飼部、遂入其國中、封重宝府庫、收図籍文書。即以皇后所杖矛、樹於新羅王門、為後葉之印。故其矛、今猶樹于新羅王之門也。

爰新羅王波沙麻錦、即以微叱已知波珍干岐為質、仍齎金銀彩色、及綾羅織絹、載八十艘船、令從官軍。是以新羅王、常以八十船之調貢于日本國、其是之緣也。

(1)の二 於是高麗・百濟二國王、聞新羅收凶籍、降於日本國、密令伺其軍勢。則知不可勝、自來于營外、叩頭而歎曰、從今以後、永稱西蕃、不絕朝貢。故因以定内官家。是所謂之三韓也。

(2) 注(1)の二參照。

(3) 古事記中卷・仲哀天皇の條。(神功皇后が、新羅に到着の時)於是其國主、畏懼奏言。自今以後、隨天皇命、而為御馬甘、每年雙船、不乾船腹、不乾棹柁。共与天地、無退仕奉。故是以新羅國者、定御馬甘、百濟國者、定渡屯家。爾以其御杖、衝立新羅國主之門。即以墨江大神之荒御魂、為國守神、而祭鎮、還渡也。

(4) 扶桑略記第二卷・仲哀九年の條。

冬十月、皇后從和珥津、進發云々……新羅王叩頭曰、從今之後、長与乾坤、伏為飼部、每年貢獻云々……以金銀彩色綾羅縑絹、載八十艘貢日本國。又高麗・百濟兩國王、叩頭曰、自今以後、永稱西蕃、不絕朝貢。悉以婦服。

(5) 注(1)の一參照。

(6) 景初二年六月、倭女王、遣大夫難升米等、詣郡、求詣天子朝獻。太守劉夏、遣吏將送詣京都。其年十二月、詔書報倭女王曰、制詔親魏倭王卑弥呼。帶方太守劉夏、遣使送汝太夫難升米。次使都市牛利、奉汝所獻、男生口四人・女生口六人・斑布二匹二丈、以到。汝所在踰遠、乃遣使貢獻。是汝之忠孝、我甚哀汝。今以汝為親魏倭王、假金印紫綬、裝封付帶方太守假授。

(7) 復立卑弥呼宗女壹与、年十三為王、國中遂定。政(張政)等以檄告壹与。壹与、遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人、送政等還。因詣台、献上男女生口三十人、貢白珠五千孔・青大勾珠二枚・異文雜錦二十四匹。

(8) 後漢第六代の天子。在位十九年。(二〇七——二二五)

(9) 倭國王帥升等、獻生口百六十人、願請見。

(10) 史記卷六・秦始皇本紀

齊人徐市等、上書言。海中有三神山。名曰蓬萊・方丈・瀛州。仙人居之。請得齋戒与童男女求之。於是遣徐市、發童男女數千人、入海求仙人。

方士徐市等、入海求神藥、數歲不得。費多。恐譴、乃詐曰、蓬萊藥可得。然常為大鯨魚所苦。故不得至。願請善射与俱。見則以連弩射之。

(11) 傳言、秦始皇、遣方士徐福、將童男女數千人入海、求蓬萊神仙不得。徐福、畏、不敢還。遂止此洲。世世相承、有數万

家。

(12) 不詳であつて、吳志卷二の孫權伝には稟州とし、同書卷十三の陸遜伝、及び同書卷十五の全琮伝には、稟州のかわりに「珠崖」(広東省瓊山県)となつてゐる。後の「耽羅島」(今の済州島)でもあろうか。異称日本伝(三卷)の著者松下見林(一六三七—一七〇三)は、徐福の止まつた稟州を、紀州の熊野なるが如くに云い、申叔舟(一四一七—一七五)の海東諸国記——李氏朝鮮の第九代成宗の二年、即ち西紀一四七一年に、申叔舟が王命に依つて撰進したもの——のうち、日本国紀の項には、孝靈七十二年(前二一九)壬午、秦始皇、遣徐福入海求仙。福遂至紀井州居焉。とあるのなど、いずれも調査・検討の余地の存するところである。

(13) 今、新宮市の南方の田畑の間に、徐福の祠といふのがあり、境域は十間で、老樹が鬱蒼と茂り合つてゐるその樹下に墓石があり、それに「秦徐福之墓」と刻してあるが、さらに、ここを距ること約三丁の処に、七つの塚があり。いずれも、徐福の従者の墓だといわれている。なお、徐福の墓は、紀州藩祖徳川頼宣(一六〇二—一七一)の建てたものであり、その碑銘は、韓人李梅溪の筆だといふ。

(14) 注(1)の一参照。

(15) 古事記の中巻・孝元天皇の段に、此建内宿禰之子、并九。男七・女二。波多八代宿禰者……次葛城長江曾都毘古者、玉手臣・的臣・生江臣・阿芸那臣等之祖也とある。その「葛城長江曾都毘古」が「葛城襲津彦」のことで、武内宿禰の子である。

(16) 今の慶尚南道金海あたりの水門なるべし、との説があるが、紀の原文で見ても、因以副葛城襲津彦而遣之、共到對島、宿于鉏海水門。とあるから、この鉏海水門といふのは、對島の国内だと考えられるのである。

(17) 紀の第十九卷・欽明天皇二十三年(五六二)夏六月の条に、是月、或有譖馬飼首歌依曰、歌依之妻、逢臣讚岐、鞍轡有異。既而熟視、皇后御鞍也。即收付廷尉、鞫問極切。馬飼首歌依、乃揚言誓曰、虚也非矣。若是矣者、必被災。遂因苦問伏地而死。死未経時、急突於殿。廷尉收縛其子守石与中瀬水、将投火中(投火為刑、蓋古之制也)、咒曰、非吾手投、以祝手投。咒訖欲投火。守石之母、祈請曰、投兒火裏、天灾果臻。請付祝部、使作神奴。乃依母請、許没神奴。とあるように、襲津彦が新羅の不信を責めて、その使者三人を捉え、これを檻の中に押し込め、火をつけて焚き殺してしまつた事は、要するに、その当時の刑罰だつたのである。

(七) わが上代の刑罰

因みに、わが国上古の刑罰には、死・火・梟・墨・黥・流・贖・懲役没官等の諸刑があつたが、就中「火刑」は、その例として、紀の第十四卷・雄略天皇二年（四五八）秋七月の条にも見えている。即ち、二年秋七月、百濟池津媛、遠天皇將幸、淫於石河楯。天皇大怒、詔大伴室屋大連、使來目部張夫婦四支於木、置飯腹上、以火燒死。とあつて、帝が愛幸せんとして召した百濟の池津媛が、石河の楯に姦通したので、大いにお怒りになり、棧敷を造り、その上に密交男女の四肢を木に張りつけて置き、下から火で焼き殺したというのであるが、ずい分、苛酷な処罰をしたものである。

(18) 紀の第十七卷・繼體天皇二十三年（五二九）夏四月の条に、毛野臣、遙見兵仗圍繞、衆數千人、自熊川入任那已叱已利城。伊叱夫礼知干岐、次于多多羅原、不敢歸。とある、その多多羅の原が、この蹈鞠の津で、任那の地名である。

(19) 慶尚南道梁山郡に在り。（東国通鑑及び文献備考参照）

(20) 紀の第五卷・神功皇后五年（二〇五）春三月の条に、乃詣新羅、次于蹈鞠津、拔草羅城遷之。是時俘人等、今桑原・佐隰・高宮・忍海、凡四邑漢人等始祖也。とある。その桑原・佐隰・高宮は、いづれも大和国葛上郡に在つた邑の名であり、忍海は、同じく忍海郡に在つた邑の名である。なお、姓氏録で見ると、桑原直、漢高帝十世孫、万得使主之後也。とあるが、これは、この時の俘人の裔である。また、佐隰は、大和志で見ると、葛上郡神戸、今佐味莊と曰ふ。とある。これも、この時の俘人の居住したことに因る遺跡である。

3. 第十五代応神天皇時代

一、諸韓人の来朝帰化

紀の第十卷・応神天皇七年（二七六）秋九月の条を見ると、この時、高麗・百濟・任那・新羅等の諸韓人が来朝帰化した。時に朝廷では、武内宿禰に命じて、諸々の韓人らを使役して「池」を作らせ、因つて以て、これをカラヒト（韓人）の池と称した。といつてゐるが、その翌年春三月には、百濟人が来朝した。とあり、同じく十一年（二八〇）冬

十月には、劔の池・輕の池・鹿垣の池・厩坂の池などを作つた。⁽³⁾とあるが、これらはすべて、七年秋九月の条に、關連させて考察すべき性格のものである。而も、既にして劔の池は、紀の第四卷・開化天皇五年（前一五三）春二月丁未の朔、王子（六日）の条に、第八代孝元天皇の御陵を、この池のほとりに定めて葬り奉つた。⁽⁴⁾とあり、また輕の池は、これは、紀の第五卷・崇神天皇六十二年（前三六）冬十一月に作つた、苅坂の池・反折（さかおり）の池を、一つにまとめたの呼称と判定されるのである。といふことは、即ち古事記で見ると、その中卷・崇神記に、「輕の酒折の池」を作つた。⁽⁵⁾とあり、それは要するに、苅坂・反折の兩池を指したものと解すべきであり、次の垂仁記で見ると、天皇が、皇子ホムツワケのミコトをお連れして、遊んだ状の中に、輕の池が出てくるのであつて、輕の酒折の池をその頃は、単に「輕の池」と呼ぶようになったものと解せられる。乃ち、応神帝の十一年、冬十月に作つたといふ池は、これは、在来の池を修理したものと推察されるのである。

- (1) 七年秋九月、高麗人・百濟人・任那人・新羅人、並來朝。時命武内宿禰、領諸韓人等作池。因以名池号韓人池。
- (2) 八年春三月、百濟人來朝。
- (3) 作劔池・輕池・鹿垣池・厩坂池。
- (4) 葬大日本根子彦国牽天皇（孝元帝）于劔池島上陵。
- (5) 冬十月、造依網池、十一月、作苅坂池・反折池。
- (6) 又是之御世、作依網池、亦作輕之酒折池也。
- (7) 增補六国史（佐伯有義校訂標注・朝日新聞社藏版）卷一・日本書紀上卷百二十三頁、上欄標注に、苅坂池反折池、所在未詳。記に、輕之酒折池とあり。されば高市郡なるべし。とある。
- (8) 故率遊其御子之状者、在於尾張之相津二俣楯、作二俣小舟、而持上來、以浮倭之市師池・輕池、率遊其御子。

二、縫衣工女及び漢の織人らの祖

応神帝十四年（二八三）の春、百濟から縫衣（きぬぬい）工女「真毛津」を貢獻したが、これが、今の來目衣縫の

祖だ。と紀に見えており、⁽¹⁾同じ年に、秦人の後裔、弓月（ゆづき）の君の帰化がある。⁽²⁾彼は、融通王とも称し、功満王の子で、自国百二十県の人民を領率して来帰しようとしたのであるが、その途次、任那の地で新羅人のために拒止せられたため、人民たちを加羅の国、即ち任那に留め置いて来朝し、⁽³⁾この旨をわが朝廷に懇えたので、朝廷では、取り敢えず弓月の君に、踵を旋らせて帰国させると共に、嘗て神功皇后の五年（二〇五）に、新羅の不信を責めて使者三人を焚殺し、自ら新羅に進攻した、葛城襲津彦を「新羅問責」の使者として、弓月の君に副えて加羅へと出征させたので、弓月の君は、留置されていた人民たちを引き連れて、首尾よく帰化し得たのであるが、その代わり今度は、襲津彦が抑留せられたのであつた。⁽⁴⁾

(1) 紀の第十卷・応神天皇の条。

十四年（二八三）春二月、百濟王貢織衣工女、曰真毛津。是、今来目衣縫之始祖也。

(2) 是歳、弓月君、自百濟来帰。

(3) 因以奏之曰、臣領己国之人夫百二十県而帰化。然因新羅人之拒、皆留加羅国。

(4) 爰遣葛城襲津彦、而召弓月之人夫於加羅。然経三年、而襲津彦不来焉。

〔備考〕 以上、注の(1)(2)(3)(4)は、順次に、一文の接続したものである。併し、右の注(4)のみでは、弓月の君が、踵を旋らせて帰国した事項の根拠が、甚だ不明朗極まるのである。これに就いては、

(4)の二 新撰姓氏録卷廿五・応神十四年（二八三）の条に

秦忌寸、大秦公宿禰同祖、物知王弓月王、応神天皇十四年来朝、上表、更帰国、率百廿七県伯姓帰化、并献金銀玉帛・種々宝物等。

天皇嘉之、賜大和朝津間披上地居之焉。男真徳王、次普洞王。仁徳天皇御世、賜姓曰波陀。今秦字之訓也。

とあるので、史論の実証を見るとはいえ、紀では三年の後、即ち十六年八月、精兵を率いて新羅国境に派遣された平群木菟宿禰・的戸田宿禰らに救出されて、抑留されていた襲津彦と共に、弓月の人夫、即ち百二十七県の民も共に

来歸した。⁽¹⁾となつてゐる。そして金銀玉帛奉獻の事、及び賜地の事などは、紀には記されていない。

弓月の君は、率いて来た人民たちと共に、専ら機織のことに従つて、わが産業の開發に貢獻し、その子孫は「秦氏」を稱し、多く大和・山城に繁榮したが、仁徳帝の時代に、秦氏を諸國に分封されたので、秦氏の家業たる機織の業が、一層国内に發達するに至つたのである。かくて、上古に用いられた楮布・麻布等のほかに、優美な絹布の使用さへも見られるようになった。

なお、わが國に縫衣工女の來歸した始めではあるが、併し、これを以て縫衣技工が、初めて起つたと考えるのは否である。唯、この後、わが國在來の蚕織業に、改善・普及を見るに至つたのであり、同時に、これより以後、絹業のみでなく、各種の工芸が、韓人や秦漢民たちから伝えられて、發達するようになったのである。

(1) 八月、遣平群木菟宿禰・的戸田宿禰於加羅、仍授精兵詔之曰、襲津彦久之不還。必由新羅人拒、而滯之。汝等急往之擊新羅、披其道路。於是木菟宿禰等、進精兵莅于新羅之境。新羅王愕之服其罪。乃率弓月之人夫、与襲津彦共來焉。

三、阿直岐の來歸

百濟第六代の國主照古王（一六六——二二三）は、わが應神帝の世に、牝馬壹疋・牡馬壹疋を阿知吉師に付けて獻上したと、古事記に見えているが、紀では、良馬二匹となつており、阿知吉師は、阿直岐となつてゐる。⁽²⁾因みに、阿知吉師の「吉師」は、國主（コニキシ）のキシで、これは尊稱である。

なお、特に「良馬」といい、また牝牡各々一匹を貢した点から推せば、これは、『種馬』を貢獻したものである。阿直岐は亦、能く經典の諳解力に通じていたので、向學の志に燃えている太子、ウジノワキイラツコは、阿直岐を師として學ばれたのである。⁽³⁾

(1) 古事記中卷・應神天皇の條。

(A) 亦百濟國主照古王、以牡馬卷足・牝馬卷足、付阿知吉師以貢上。(此阿知吉師者、阿直史等之祖^(A))亦貢上橫刀及大鏡^(B)。史は姓で、書人(ふみびと)の義。諸國の文書を司り、また地誌や國史を録することを職とした氏で、その下に史部が隸屬していた。史姓の氏は、すべて六、七十もあつたが、大部分は帰化族であつて、阿直史(あじきのふみびと)は、最も著名な氏であつた。

(B) 横刀(たち)及び大鏡を献じたというのは、これは、いわゆる阿知吉師が上つたのではなく、別の時の事である。それは、紀の第九卷・神功皇后五十二年、秋九月丁卯朔、丙子(十日)の条に、久氏(百濟の人)等、從于熊長彦詣之。則獻七枝刀一口・七子鏡一面、及種々重宝。とあるが、結局これは、古事記のこの項の異説であらうと思惟せられる。

(2) 紀第十卷・応神天皇十五年の条。
秋八月、壬戌朔丁卯。百濟王遣阿直岐、貢良馬二匹。即養之於輕坂上厩。因以阿直岐令掌飼。故号其養馬之処厩坂也。

(3) (出典)注(2)に接文。
阿直岐亦能誦經典。即太子菟道稚郎子、師焉。於是、天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶。對曰、有王仁者是秀也。時遣上毛野君祖、荒田別巫別於百濟、仍徵王仁也。其阿直岐者、阿直岐史之始祖也。

四、王仁の來朝

前記の注(3)に見えるように、太子菟道稚郎子の師となつていた阿直岐に対して、天皇から、若し、汝よりもすぐれた学者がいたら、知らせよ。との御下問に答えて阿直岐は、博士の王仁を推した。乃ち、応神帝の十六年(二八五)春二月、阿直岐の推挙に依つて、王仁が來朝したことは、特筆事項である。……というのは、紀に依ると、太子の稚郎子は、王仁を師として、もろもろの典籍を習つたとあるが、古事記で見ると、王仁は和邇吉師となつており、その和邇吉師は、來朝に際して、論語十卷・千字文一卷を貢進した⁽³⁾ということ、一般に、この時の漢籍渡來をもつて、わが國へ、漢字・漢語・漢文の入り來たつた始とされているので、この、西紀二八五年こそは、後世に於ける、漢字を中軸とする日本文化發生の年なのである。

然るに、この前年、即ち二八四年には、太子稚郎子が、阿直岐に師事して、經典の勉強をしている。如何に阿直岐

が、經典の学に通曉していたとしても、ただ一冊の書籍もなく、太子に、何らのテキストをも持たせていなかつたとは、到底考えられないのである。して見ると、漢字・漢籍の渡来は、西紀二八五年よりも以前ということになる。且つ、清の乾隆年間⁽³⁾に総括せられた「二十四史」の、第三番目に属する『後漢書』⁽⁴⁾(百二十卷)・東夷列伝の項を見ると、西紀二八五年の、さらに二三〇年も前に、漢字・漢語が伝わつて来ていることになつてゐる。試みに、東夷列伝の原文⁽⁵⁾を国訳してみると、

倭は、韓の東南、大海の中に在り。山島に依つて居をなし、凡そ百余国あり。武帝、朝鮮を滅ぼしてより、使訳の漢に通ずる者、三十ばかりの国。国みな王を称し、世々統を伝ふ。その大倭王は、邪馬台国に居る。……建武中元二年(西紀五七)、倭の奴(な)国、奉貢して朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極は南界なり。光武賜ふに印綬を以てす。

とある。この「印綬」とあるのは、「漢委奴(カンのワのナ)国王」と銘(きざ)んである金印で、わが天明四年(一七八四)二月二十三日に、筑前の国の志賀島(博多湾付近)の石窟から發掘されたものが、それだとされている。

右の、建武中元二年は、日本では、第十一代垂仁天皇の八十六年で、西紀五十七年に當つてゐる。即ち、その當時、筑前の国を中心とする土民の酋長たちは、夙に漢の国と交誼を通じており、或る程度、漢土の言語を理解し、漢字を用いて、署名したり、捺印したり、などの事をしていたものと、推定されるのである。されば、紀にいう、西紀二八五年よりも、二三〇年からの以前に、既にわが国へ、漢字・漢語・漢文・漢学が、渡つて来ていたことを知るのである。

かくて、かの神功皇后(一七〇——二六九)の征韓、即ち、新羅を伐つたのは、西紀二〇〇年のことであるから、建武中元二年よりも、一五〇年ほど後世であり、従つて、その頃にはもう、九州西辺の人々の間には、漢籍を読みこ

なす能力が、相当に培われていたことと想察されるし、さらに、日本人としての言葉の教養も、一段と深みを加えていたものと、考えられるのである。

(1) 十六年(応神)春二月、王仁来之。則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍於王仁、莫不通達。故所謂王仁者、是書首等之始祖也。

(2) 古事記中卷・応神天皇の条。

又科賜百濟國、若有賢人者貢上。故受命以貢上人、名和邇吉師。即論語十卷・千字文一卷、并十一卷。付是人即貢進。(此和爾吉師者、文首等祖)

(3) 清の第六代高宗の時代。(一七三五—一九五)

(4) 南朝の宋の范曄(三九八—四四五)が撰じたもので、東漢の第一代光武帝の一年(西紀二五)から、第十二代獻帝の終年(二二〇)までの史書。十紀・十志・八十列伝から成っている。

(5) 倭在韓東南大海中。依山島為居、凡百余國。自武帝滅朝鮮、使詛通於漢者、三十許國。國皆稱王、世々伝統。其大倭王、居邪馬台國。……建武中元二年、倭奴國、奉貢朝賀。使人自称大夫。倭國之極南海也。光武賜以印綬。

五、阿知使主の帰化

応神天皇の時代には、その十四年(二八三)に弓月の君(融通王)が、その十五年に阿直岐が、そしてその十六年には王仁が、それぞれ来朝・帰化しているが、さらに、その二十年(二八九)には、東漢直(やまとのあやのあたひ)の始祖となつた阿知使主(あちのおみ)が、その子都加使主と共に、一族郎党等、十七果の民を率いて来帰している⁽¹⁾。同じく三十七年(三〇六)には、帰化した阿知使主が、天皇の命を奉じて、その子と共に具に⁽²⁾使し、具の工女四人を求め、四十一年に帰朝したが、既に応神帝の崩御後であつた。

(1)の一 古事記中卷・応神天皇の条(括弧内は本文の筆者の注)

又秦造(はたのみやつこ)之祖(弓月の君を指す。弓月の君は、秦の始皇の子孫で、韓半島から大挙して、秦人部を率いて来た造家——秦造——である。彼に率いられて来帰した秦人の裔は、渡来の後、諸國に分置せられ、わが國に機織・養

蚕の知識を伝えたことは、既述の通りである。なお、第二十一代雄略天皇の十五年——四七一——に、これらの秦人は、悉く弓月の君の子孫たる「秦酒公」——はたのさけのきみ——が統率することとなつた。秦をハタと呼ぶのは、機織の義であるという。漢直(あやのあたひ)之祖(阿知使主及びその子都加使主を指す。阿知使主は、後漢の第十二代靈帝——一六八——一八八——の曾孫で、これも、韓半島に住んでいた漢人の裔、十七部落の人民を率いて帰化したのであつて、秦人の帰化と共に、特筆すべき事件である。帰化して後の「漢部」は夥しい数に達し、朝廷に仕えた者は、内蔵・大蔵の事務を掌つていた。そして、その族類の大部分は、大和・河内に分居し、大和のを東漢直といい、河内のを西漢直——かわちのあやのあたひ——というようになったのである)及知釀酒人、名仁番(には)亦名須々許理等、参渡来也。

(1)の二 紀第十卷・応神天皇の条

廿年(二八九)秋九月、倭漢直祖、阿知使主其子都加使主、並率己之党類十七郡而来帰焉。

(1)の三 日本紀略(前編四)

応神廿年秋九月、倭漢直祖、阿知使主其子都加使主、並率王之党類十七郡而来帰焉。

(1)の四 扶桑略記(第二)

応神二十年己酉、漢人来朝。

(1)の五 皇朝史略卷二・応神天皇の条

漢主劉宏^A之裔、阿知使主及其子都加使主、率十七郡人口来帰。奏曰、带方男女、皆有才芸。近者寓百濟・高麗之間、心懷猶予、未知去就。請、垂天恩以招徠之。帝遣使召之、以為公民。諸国漢氏其後也。(奏已下続日本紀)

(A) 後漢第十二代靈帝(一六八——一八八)の名。

(2) 中国史上、各時代を通じて、国号を「吳」と称した国が三つある。その一は春秋十二列国の一で、周の文王の伯父、太伯

が建てた国だといふ。楊子江口地方を領有していたが、黄河中流域の住民とは、風俗が異なるために、彼らから蛮夷視されてきた。楚を破つて勢いを張つたものの、夫差の時、越王勾賤に亡ぼされた。——前四七三。その二は三国の一で、孫権が江南に建てた国で、都城は建業(今の南京)であつた。併し、この国は四世・五十二年で、西晉のために亡ぼされた。——二二九——二八〇。その三は、五代の十国の一で、楊行密が淮南・江東に建てた国で、都は揚州(江蘇省)であつた。四代・三十六年で、南唐に亡ぼされた。九〇二——九三七。

それで、阿知使主父子が使した国は、三国時代の呉であるが、その呉は、西紀二八〇年に亡びており、この時、即ち応

神天皇の三十七年は、西紀三〇六年で、それは、西晉第二代惠帝の光熙元年だから、呉という国は無いが、旧称をそのまま、用いていたものと察せられるのである。因みに、中国においても、江蘇省の別名を呉と称するし、わが国でも、昔からこの方面を、呉の地方と呼んでいたのである。

(3) 紀第十卷・応神天皇の条

三十七年春二月戊午朔、遣阿知使主・都加使主於呉、令求縦工女。爰阿知使主等、渡高麗国、欲達于呉。則至高麗、更不知道路。乞知道者於高麗。高麗王乃副久礼波・久礼志二人為導者。由是得通呉。呉王、於是与工女兄媛・弟媛・呉織・穴織四婦女。

(4) の一 紀第十卷・応神天皇の条

四十一年(三一〇)春二月、甲午朔戊申(十五日)、天皇崩于明宮。時年一百一十歳(一云、崩于大隅宮)。是月、阿知使主等自呉至筑紫。時胸形大神有乞工女等。故以兄媛奉於胸形大神。是則今在筑紫国、御使君之祖也。既而率其三婦、以至津国、及于武庫、而天皇崩之不及。即献于大鷦鷯尊(応神帝の第四子・のちの仁徳天皇)。是女人等之後、今呉衣縫・畝屋衣縫是也。

(4) の二 古事記中卷・応神天皇の条

又貢上手人韓鍛名卓素、亦呉服西素二人也。

(4) の三 書紀集解第十卷・応神天皇の条

按、雄略天皇十四年紀(春正月丙寅朔戊寅)曰、呉所献手末才伎、漢織・呉織及衣縫兄媛・弟媛等。兄媛・弟媛以有姉妹、称兄称弟。此二人善裁縫者、穴織即漢織、穴漢此語通。呉漢皆以国称、則珍而名之。蓋此二人善組織者、四婦名闕、故唯以此称也。而古事記所謂呉服西素、蓋呉国織人之名歟。又西素漢織訓或通、西素即漢織、亦未可知也。

六、韓鍛工及び酒造工ら

古事記では、その中卷、応神天皇の条で、百濟の国から和邇吉師が来朝し、論語・千字文等、例せて十一卷の書物を献上した。とあるのに続いて、手人(てびと・工芸に長じた人——職人)の韓鍛(からかぬち・カヌチは金打の義)で、韓から来た鍛工の意)、名は卓素という者や、また呉服(くれはとり・ハトリは機織の義)であり、呉は中国の江

南地方を指すから、呉国の機織という意の西素という者との二人を貢上した。とあり、さらに続いて、秦造（はたのみやつこ）の祖、即ち弓月の君や、漢直（あやのあた）の祖、即ち阿知使主父子らの来朝があり、続いて醸酒家の仁番（には）、別名を須々許理という者が来帰して、酒を造り、これを天皇に献つたところ、天皇はこの御酒を召し上つて酔われ、み心を浮き立たせて、須々許理が造つて献つた酒に酔つて、私は、もろもろの憂いや悲しみを忘れ、心がただ、愉快になるばかりだ、と歌われたことが見えている。³

要するに、酒は古くから、わが国にもあつたのであるが、仁番は、より進んだ醸造法を、わが国に伝えたものであろう。

(1) 「阿知使主の帰化」の項の、注(4)の二参照。

(2) 同じく「阿知使主の帰化」の項の、注(1)の「参照」。

(3) 古事記中巻・応神天皇の条

又秦造之祖・漢直之祖、及知醸酒人、名仁番亦名須々許理等、参渡来也。

故是須々許理、醸大御酒以献。於是天皇、字羅宜是所献之大御酒、而御歌曰、

須々許理賀、迦美斯美岐爾、和礼惠比邇祚理。許登那具志、惠具志爾、和礼惠比邇祚理。

七、新羅より造船工を貢献

わが国の造船術は、既に神代と呼ばれる頃から、略々備わつていたらしいが、甚だ幼稚なものであつた。応神紀に依れば、

五年¹（甲午——二七四）秋八月、庚寅朔壬寅（十三日）、令諸国、定海人部及山守部。冬十月、科伊豆国、令造

船。長十丈、船既成之、試浮于海。便輕泛疾行如馳。故名其船曰枯野。

と見えている。即ち、船が軽くて、而も疾く走るので、枯野と名づけたというが、これは、伊豆の国田方郡に、狩野

郷(但し、今日では、カノと訓む)があるので、その地名を採つたものであらうと思う。なお、これは古記録に現われた、船舶命名の始である。また、長さ十丈といえは十七間弱で、三十メートル強であるから、当時の人々としては、その偉容に、驚異の眼を見張つたことであらう。

然るに、それから二十六年の後、この船も朽ちて、使用に堪えなくなつたので、官用船としての「枯野」の船功を記念し、船名を永く後世に留めるために、その船材を薪として、塩を焼かしめられた⁽²⁾処が、五百籠の塩を得た。これを周ねく諸国に賜わると共に、調貢の運輸を便ならしめるために、造船を勧められたので、諸国から一時に五百船を貢上した。これらの船は、これを悉く、摂津の国武庫郡の湊に集めたのである。この時に、武庫の水門には、新羅の使節が碇泊・滞留していたが、その調使船から失火して、それが、そこに集合している日本の船にも延焼し、わが多くの新造船を焼いてしまつた。新羅王はこれを聞いて驚懼し、技能の優秀な造船工を貢して罪を謝したので、この良匠を、摂津の国の猪名に置くことにしたが、これが猪名部らの始祖である。⁽³⁾この、いわゆる猪名部の工人は、物部氏に付属して、子孫は世襲的に造船に従事したため、新羅式の造船法が、始めて本邦に伝わることになり、後世の日本造船技術に、一大革命をもたらせたのである。

(1) 五年(甲午——二七四) 秋八月、庚寅の朔壬寅(十三日)、諸国に令して、海人部及び山守部を定む。冬十月、伊豆の国に科して、船を造らしむ。長さ十丈。船既に成り、試みに海に浮ばしむ。便ち軽く泛び疾く行くこと馳するが如し。故にその船を名づけて枯野といふ。

(2) 食塩の事は、仲哀紀八年の条に、塩地を定めたことが見えるが、^(A)海潮を煮て製塩した由を記したものは、本紀が始である。

(A) 仲哀八年(己卯) 春正月己卯朔壬午(四日)、幸筑紫。時岡県主祖、熊罥、聞天皇之車駕……参迎于周防佐波之浦、而献魚塩地、因以奏言、自穴門至向津野大济为東門、以名籠屋大济为西門、限没利島・阿閉島为御筥、割柴岛为御鍋、以逆見海为塩地。

(3) 紀第十卷・応神天皇の条

三十一年(庚申)秋八月、詔群卿曰、官船名枯野者、伊豆国所貢之船也。是朽之不堪用。然久為官用、功不可忘。何其船名勿絶、而得伝後葉焉。群卿便被詔以令有司、取其船材為新而燒塩。於是得五百籠塩、則施之周賜諸国、因令造船。是以諸国一時貢上五百船、悉集於武庫水門。当是時、新羅調使、共宿武庫。爰於新羅停、忽失火。即引之及于聚船、而多船見焚。由是責新羅人。新羅王聞之、愕然大驚、乃貢能匠者。是猪名部等之始祖也。

(V) 応神時代の考証

応神紀に、その十四年(二八三)春二月、百濟王から縫衣工女「真毛津」を貢獻して来たが、これが、今の『来目の衣縫』の祖であるという⁽¹⁾。その来目の衣縫というのは、大和の国高市郡に久米の郷があり、この地に居住したので、かく称するのであるが、第二十一代の雄略紀に依ると、その十四年(四七〇)の条に、

春正月丙寅の朔、戊寅(十三日)、身狭村主(みさのすぐり)青ら、呉の国の使と共に、呉の献れる手末(たなすえ)の才伎(てびと)、漢織(あやはとり)・呉織(くれはとり)、及び衣縫・兄媛(えひめ)・弟媛(おとひめ)らを將(い)て、住吉の津に泊る。この月、呉客の道をつくりて磯齒津の路に通し、呉坂(くれさか)と名づく。三月、臣・連に命じて、呉の使を迎へ、即ち、呉人を檜隈野に安置(はべ)らしむ。因りて呉原と名づく。衣縫・兄媛を以て、大三輪の神に奉り、弟媛を以て、漢(あや)の衣縫部となす。漢織・呉織・衣縫は、これ飛鳥の衣縫部・伊勢の衣縫らの先なり⁽²⁾。

とあるので、来目の衣縫もその類である。

なお、この雄略紀十四年の物語は、応神紀三十七年(三〇六)春二月戊午の朔の条と、混同されたものと思われる。それに就いて本居宣長も、古事記伝の第三十三巻で、次のように述べている。

呉服は『久礼波登理』と訓じ、呉国の服織人なり。(されば、波登理を服とのみ書けるは、服部の部の字を略け

るなり)さて、この事、書紀には三十七年(応神)春二月戊午朔、遣阿知使主・都加使主於具、令求縫工女。云々。四十一年春二月、阿知使主等、自具至筑紫云々。是女人等之後、今具衣縫・蚊屋衣縫是也。とあれども、これは雄略天皇の御世の事なるが混らひたるものにて、此処はこの記に、百濟より貢れりとあるぞ、正しき伝なりける。然るを、具服としも云へることは、後に雄略の御世に始めて、具国より参れる服織の、珍らしくてもはやされるままに、その名高くなりて、遂に異国の服織をば、すべて具服織と云ひならはせるから、この御世に、百濟より貢りしをも、後の称を以て、具服とは語り伝へたるなり。

と。また、馭戎慨言(上卷上)でも宣長は、

それは、この朝倉官(雄略)の御事の、一つ事のまぎれたる伝説にして、実は明宮(応神)の御世に、さる事は無かりしなり。その由は、古事記伝三十三の卷に、委しく弁へたるが如し。といつてゐる。

次いで、来目の衣縫の始祖となつた「真毛津」が帰化した同じ年に、秦人の裔といわれる弓月の君(融通王)が来朝したが、その際、率いていた自国百二十果の民が、任那の地で新羅人に拒止せられたので、彼は、これらの人々を加羅の国、即ち任那に留め置いて来て、この旨をわが朝に愬えたため、天皇は、武内宿禰の子で、勇猛の聞えの高かつた葛城襲津彦を新羅問責使として、任那に往かせたものの、今度は問責使の襲津彦が抑留の身となつて、三年を経るも帰国しないので、朝廷では、平群木菟(へぐりのつく)の宿禰・的戸田(いくはのとだ)の宿禰の二人に精兵を授けて加羅に向かわせ、新羅の国境近くまで進撃させた。これを聞いた新羅王は、驚き怖れて罪を謝したので、木菟の宿禰らは、襲津彦を救出し、弓月の人夫百二十果の民を率いて帰つて来たという。

さて、前にも述べたように、その間の事情は、明らかなようではあるが、併し姓氏録では、弓月の君が、一応来

朝・上表してから、引き返して任那に往き、百二十七県の百姓を連れて来たとある。而も、百濟から日本へ来帰する途中で、新羅人に妨げられて、加羅に止まったという話は、地理的に観て不可解であり、また、百二十県乃至百二十七県の人民というのは、この県を、中国の制度の県とすれば、その数はずい分、多数になるし、襲津彦との關係を考えてみても、襲津彦が、さきに朝貢使の送使として、新羅に渡つた時は、神功五年（二〇五）であり、いま、即ち応神十六年（二八五）に帰来した時まで、既に八十五年の歳月を経過しているので、年代の上からも、そのままには、黙認し難いことになる。併しながら、楽浪や帶方面に居住していた漢人が、或る程度わが国へ来帰し、またわが国でも、文化の進んだ彼らの渡来を、歓び迎えたことと考えられる。

秦または漢というのは、中国上代に於ける最有力な、二王朝の称号であることは、衆知の通りであるが、弓月の君や阿知使主は、それぞれ、秦・漢を祖先とする家系だとされている。これは、わが国へ帰化した韓人や中国人が、自己の血統を意義づけんがために、殊さらに、その家系を由緒あるもののように、某帝の苗裔だとか、某王の子孫だとかなどと称して、己が家門を飾り、己が威嚴を重からしめるべく、その祖宗の系譜を作成したものでないかと思われるのである。

また、弓月（ゆづき）とか阿知とかという名も、韓人や中国人らしくない。併し、この点に就いては、例えば「魏志倭人伝」などで見ても、日本の国名とか人名とかは、少しも日本人らしくなく、恐らくは、中国語音に当てはめたものと考えられるので、この場合も、やはり日本語の音通に当てはめたものと、察せられるのである。

さらに、帰化した秦漢人の数が極めて多いということは、これは、それぞれ自己の勢力を誇示するための宣伝ではなかつたかと、疑えば疑い得ないこともない。

百濟からは、応神の十五年（二八四）に阿直岐が、十六年に王仁が、そして二十年には阿知使主父子が、次々に帰

化して居り、阿直岐は「史——史人」(フミビト)の祖となり、王仁及び阿知使主父子は、それぞれ「西史部」(カワチのフヒトベ)・「東史部」(ヤマトのフヒトベ)の祖となつて居る。そのフミビトは、フヒトともいい、記録の事を司る官であり、フヒトベは、文筆の事に従つて、朝廷に仕える部民であつた。西史部というのは、王仁の子孫が、代々河内の国に居住したからであり、東史部というのは、阿知使主の後裔が、大和の国を中心に住んでいたからである。そして、この両史部は、後世、或いは博士となり、或いは史官となつて、その業を襲ぎ、大いにわが文教に益するところがあつたのである。

蓋し、古事記中巻・応神天皇の条にいう「秦造」(ハタのミヤツコ)の祖(弓月の君)が、百二十果の人夫を、また「漢直」(アヤのアタイ)の祖(阿知使主父子)が、十七果の人民を、それぞれ率いて来帰したという理由は、當時、北鮮の高句麗が、国力の伸張を企図し、南鮮の地に侵寇しようとして、半島が、久しい間、戦乱の巷となつたので、古く秦・漢以来、韓土に転住して居て、永く半島の文化に、大きな寄与をしていた楽浪⁽¹⁸⁾・帯方⁽¹⁹⁾二郡地方の秦漢人の血をひく人たちは、その地に安住し得なくなり、遂に弓月の君は、主として秦人の血統に属する人々を、次いで阿知使主父子は、主として漢人の系累に属する人々を、それぞれ率いて来朝・帰化したのである。

要するに、中国人や半島人の来帰が頻繁に、跡を絶たなくなるに連れて、造船・鍛冶・醸造・養蚕・縫織等の、大陸に發達した技術が続々と伝来し、わが国の幼稚な文化は、茲にその面目を一新するに至つたのである。なお、それらの外人中には、捕虜として日本へ連行されて来た者もあるが、朝廷の招聘に依じて来た者や、わが国を慕つて遙々と、海を渡つて来た者も少なくなかつた。またその人数も、弓月の君や阿知使主父子のように、集團的に帰化して来た例も多く、後に、第三十八代天智天皇の世など、一時に二千余人が、大挙して移住した程で、帰化人も、次第にその数を増し、従つて外来文明の移植は、益々盛んに行われるようになったのである。

当時、わが朝廷においては、国家の文化的発展を図るために、これらの帰化人を優待して、或いは土地を与え、或いは課役を免じたりなどし、その中で文筆に秀でた者は、朝廷の顧問、または官吏に任用して、枢機に参与せしめたのであるが、さらに、技芸に長じた者は、これを各国に分置して、殖産工業や土木工事に、従事せしめられたのである。

なお、阿知使主父子が、一族郎党等、十七果の民を率いて来帰した際に、その帰化した人々に対し、以為公民（以て公民と為す）とある、その「公民」の語は、注目すべきである。何となれば、帰化人に対して平等無差別に、日本人としての資格（権利・義務など）を賦与したからである。

とにかく、大和朝廷が次第に組織化し、国家が隆運に向かうと共に、その余徳が海外にも伸び、学者や百工・技芸家などの来帰は、前にも述べたように、わが幼稚な文化の面目を一新させ、画期的な進展を示すに至つたのである。

- (1) 3. 第十五代応神天皇時代 二、縫衣工女及び漢の織人らの祖・参照。
- (2) 十四年（庚戌）春正月丙寅朔、戊寅（十三日）、身狭村主青等、共吳国使、将吳所献手末才伎、漢織・吳織、及衣縫・兄媛・弟媛等、泊於住吉津。是月、為吳客道通磯齒津路、名吳坂。三月、命臣・連迎吳使、即安置吳人於檜隈野。因名吳原。以衣縫・兄媛、奉大三輪神、以弟媛為漢衣縫部也。漢織・吳織・衣縫、是飛鳥衣縫部・伊勢衣縫之先也。
- (3) 句詠点・送り仮名等、筆者が適宜に修正した。
- (4) 三十七年（丙寅——三〇六）春二月戊午の朔、阿知使主・都加使主を吳に遣はして、縫工女を求めしむ。云々。四十一年春二月、阿知使主ら、吳より筑紫に至る云々。この女人らの後は、今の吳の衣縫・蚊屋の衣縫これなり。
- (5) 全四巻。本居宣長著。中古以来、わが国で、漢土や朝鮮の事を書き伝えたことの善悪や、漢土の書に、わが国を譏貶した事などを論じ、わが漢学者の、尊外卑内の流弊を憤つて著わしたものと。和訓して「からおさめのうれたみこと」という。安永七年（一七七八）の著で、寛政八年（一七九六）に出版された。有朋堂文庫に収められている。
- (6) 新撰姓氏録（第二十一巻）に依れば、秦の始皇帝五世の孫というが、始皇帝の没したのは、前二二二年であり、その四世の孫、即ち融通王（弓月の君）の父たる功滿王の来帰は、第十四代仲哀天皇の八年（西紀一九九年）であり、その子、即

ち五世の孫融通王は、第十五代応神天皇の十四年（二八三）の帰化であるから、始皇帝の没後、五百年以上を経過している。してみると、功満王・融通王の父子は、始皇帝四——五世の孫としては、年代的に合致せず、太秦（うずまさ）公宿禰の条に、十三世以下の孫となつてゐるのが正しいと思ふ。

(A) 太秦公宿禰、秦始皇帝十世孫孝武王之後也。男功満王、仲哀八年（一九九）来朝。男融通王（弓月王）、応神天皇十四年（二二四）来朝、率百二十七県百姓帰化、献金銀玉帛等物。仁徳天皇御世、以百二十七県秦民、分置諸郡。即使養蚕織絹貢之。天皇詔曰、秦王所献糸綿絹帛、朕服用柔軟、温暖肌膚。賜姓波多公。秦公酒、雄略天皇御世、糸綿帛委積如岳、天皇嘉之、賜号曰禹都万佐。

(7) 第十五代応神天皇時代の二「織衣工女及び漢の織人らの祖」の項に於ける『備考』参照。

(8) 前二世紀頃、朝鮮半島南部には韓民族が住居し、氏族制に本づく小部族国家「馬韓」（全羅・忠清両道の南北）、「辰韓」（慶尚北道）、「弁韓」（慶尚南道）の、いわゆる三韓があつた。

この三韓の地は、わが国と僅かに対島海峡を隔ててゐるに過ぎないから（注・釜山——下の関間二二三軒）、いわゆる神代から互いに交通し、関係が甚だ深かつた。漢が朝鮮北部を領土とするに及び（前九二）、漢と三韓との関係も漸く繁く、従つて、わが国人と漢との交通も、次第に開け初めたのである。

その後、韓半島の形勢が變じて、わが崇神帝の頃には、辰韓の地に新羅が興り（前五七——九三五……五六主九九二年）、次いで、半島の北部に高句麗が新たに国を建て（前三七——六六八……二八主七〇五年）、その同族が、馬韓の地に來て百濟を興した（前一八——六六三……三一主六八〇）。これを三国と呼ぶ。

三国は各々勢力を張つて鼎立の形をなし、中国人の勢力を半島から驅逐した。時に、弁韓の一部に大伽羅（今の金海——釜山の北方——に在つた伽羅）という国があつて、東隣の新羅と地を争い、崇神帝の末に、わが国に援けを乞うて來た。

天皇は、塩乘津彦を派遣して、これを鎮定せしめられ、次いで垂仁帝の時に、大伽羅に国号を「任那」と改称させ、後世そこに『日本府』を置いたのである。

(9) 秦の始皇帝（前二四六——二一〇）から始まつた行政上の区画で、郡によつて統べられた。

(10) 新撰姓氏録第二十五卷・秦忌寸（山城）の条に、始皇帝五世孫、弓月王之後也。とある。また阿知使主に就いては、木津忌寸の条に、後漢靈帝（一六八——一八八）三世孫、阿知使主之後也。とある。

(11) 魏志倭人伝の原文を左に示す。

次有斯馬(シマ)国、次有己百支(イモキ)国、次有伊邪(イヤ)国、次有郡支(イヌキ)国、次有弥奴(ミナ)国、次有好古都(ココツ)国……云々。

制詔親魏倭王卑弥呼(ヒミコ)。带方太守劉夏、遣使送汝大夫難升米(ナシミ)・次使都市牛利(ツシゴリ)、奉汝所献……云々。

(12) 今の平壤を中心とする地域。朝鮮に於ける漢の四郡の一。

(13) 楽浪の南方で、今の黄海道南部、及び京畿道北部を占める地方。

(14) 紀の第二十七卷・天智天皇五年(六六六)冬十月の条参照。